

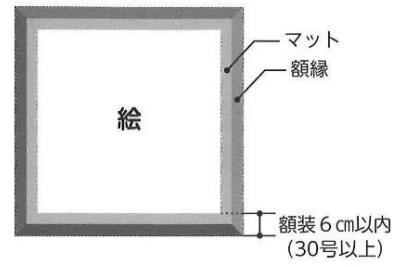
【日本画の部】

- ①水墨画を含む
- ②額装をする（ガラス、屏風、軸装は不可）

10号
(53cm×33.3cm)以上



50号(116.7cm×116.7cm)以内



【洋画の部】

- ①油絵、アクリル画、水彩、素描、版画、パステル画など
- ②額装をする（ガラスは不可）
- ③版画については、10号未満も可とする

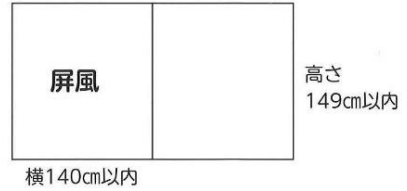
【工芸の部（平面作品）】

- ①50号以内とする ※30号以上の作品については、額縁の幅(マットを含む)は6cm以内とする

【彫刻の部】

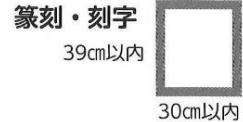


- 【工芸の部】**（陶芸、染織、漆芸、金工、木竹、人形、その他）とする
※平面作品は上記規格に準ずる



【書の部】

- ①漢字、かな、篆刻、調和体及び前衛、刻字を問わない
- ②額・枠・軸装いずれも可（ガラスは不可）
- ③表装仕上がり寸法は1.5m以内とする
- ④篆刻作品は印影のみの作品とする（額装をする）
- ⑤釈文が必要な場合は出品申込書の「書の部専用」に記入し搬入日に作品と一緒に提出



【写真の部】

- ①カラー、モノクロを問わない
- ②長辺が50cm以上、90cm以内の単写真とする※（額装は含まない）
- ③木製パネル仕立てまたは額装（ガラスは不可）とする
- ④画像加工処理は不可とする



※規格外の作品も審査の対象となるが、全国福祉祭美術展へ出品する場合は規格に合致させて出品する